

各都道府県総務部（局）長
（公務災害担当課扱い）
（市町村担当課、区政課扱い）
各指定都市人事主管局長
（公務災害担当課扱い） } 殿

総務省自治行政局公務員部
安全厚生推進室長
（公印省略）

平成3年自治省告示第74号（外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第5条第2項の規定による平均給与額等を定める省令第3条第1項の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件）他5件の一部改正について（通知）

標記の件について、本日別添告示のとおり改正され、令和8年4月1日から施行されますので通知します。

地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第69条第3項の規定においては、地方公共団体及び地方独立行政法人が定める補償の制度は、同法及び労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）で定める補償の制度と均衡を失したものであってはならないとされていることから、その取扱いに遺漏のないようお願いします。

各都道府県総務部（局）長におかれましては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）及び一部事務組合等に対しても、この旨を周知いただくようお願いします。なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対しても、本件について情報提供を行っていることを申し添えます。

記

- 1 令和8年総務省告示第126号
平成3年自治省告示第74号（外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第5条第2項の規定による平均給与額等を定める省令第3条第1項の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件）の一部を改正する件
- 2 令和8年総務省告示第127号
平成4年自治省告示第57号（地方公務員災害補償法第2条第9項及び地方公務員災害補償法施行規則第3条第4項の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件）の一部を改正する件
- 3 令和8年総務省告示第128号
平成4年自治省告示第58号（地方公務員災害補償法第2条第11項及び第13項の規定に基づき総務大臣が定める額を定める件）の一部を改正する件
- 4 令和8年総務省告示第129号
平成4年自治省告示第59号（地方公務員災害補償法第36条第2項第2号並びに地方公務員災害補償法施行規則附則第3条の3第1項及び第2項並びに附則第5条の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件）の一部を改正する件

5 令和8年総務省告示第130号

平成8年自治省告示第95号（地方公務員災害補償法第30条の2第1項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件）の一部を改正する件

6 令和8年総務省告示第131号

平成31年総務省告示第165号（地方公務員災害補償法施行規則第3条第7項の規定に基づき総務大臣の定める額を定める件）の一部を改正する件

【連絡先】

安全厚生推進室公務災害補償係
電話：03-5253-5560（直通）

地方公務員災害補償基金事務局長 殿

総務省自治行政局公務員部
安全厚生推進室長
(公印省略)

平成3年自治省告示第74号(外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第5条第2項の規定による平均給与額等を定める省令第3条第1項の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件)他5件の一部改正について(通知)

標記の件について、本日別添告示のとおり改正され、令和8年4月1日から施行されますので、その取扱いに遺漏のないようお願いいたします。

記

- 1 令和8年総務省告示第126号
平成3年自治省告示第74号(外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第5条第2項の規定による平均給与額等を定める省令第3条第1項の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件)の一部を改正する件
- 2 令和8年総務省告示第127号
平成4年自治省告示第57号(地方公務員災害補償法第2条第9項及び地方公務員災害補償法施行規則第3条第4項の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件)の一部を改正する件
- 3 令和8年総務省告示第128号
平成4年自治省告示第58号(地方公務員災害補償法第2条第11項及び第13項の規定に基づき総務大臣が定める額を定める件)の一部を改正する件
- 4 令和8年総務省告示第129号
平成4年自治省告示第59号(地方公務員災害補償法第36条第2項第2号並びに地方公務員災害補償法施行規則附則第3条の3第1項及び第2項並びに附則第5条の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件)の一部を改正する件
- 5 令和8年総務省告示第130号
平成8年自治省告示第95号(地方公務員災害補償法第30条の2第1項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件)の一部を改正する件
- 6 令和8年総務省告示第131号
平成31年総務省告示第165号(地方公務員災害補償法施行規則第3条第7項の規定に基づき総務大臣の定める額を定める件)の一部を改正する件

【連絡先】

安全厚生推進室公務災害補償係
電話：03-5253-5560(直通)

附則

(施行期日)

1 この告示は、令和八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の規定は、令和八年四月一日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

○総務省告示第百二十六号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第五条第二項の規定による平均給与額等を定める省令（昭和六十二年自治省令第三十一号）第三条第一項の規定に基づき、平成三年自治省告示第七十四号（外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第五条第二項の規定による平均給与額等を定める省令第三条第一項の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

総務大臣 林 芳正

改 正 後		改 正 前	
補償を支給すべき事由が生じた日の属する期間の区分	率	補償を支給すべき事由が生じた日の属する期間の区分	率
昭和六十三年四月一日から平成元年三月三十一日まで	一・四〇	[同上]	一・三五
平成元年四月一日から平成二年三月三十一日まで	一・三六	[同上]	一・三一
平成二年四月一日から平成三年三月三十一日まで	一・三〇	[同上]	一・二六
平成三年四月一日から平成四年三月三十一日まで	一・二六	[同上]	一・二一
平成四年四月一日から平成五年三月三十一日まで	一・二一	[同上]	一・一七
平成五年四月一日から平成六年三月三十一日まで	一・一八	[同上]	一・一四
平成六年四月一日から平成七年三月三十一日まで	一・一六	[同上]	一・一二
平成七年四月一日から平成八年三月三十一日まで	一・一四	[同上]	一・一〇
平成八年四月一日から平成九年三月三十一日まで	一・一二	[同上]	一・〇八
平成九年四月一日から平成十年三月三十一日まで	一・一〇	[同上]	一・〇六
平成十年四月一日から平成十一年三月三十一日まで	一・〇八	[同上]	一・〇四
平成十一年四月一日から平成十二年三月三十一日まで	一・〇六	[同上]	一・〇二
平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日まで	一・〇五	[同上]	一・〇一
平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日まで	一・〇五	[同上]	一・〇一
平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日まで	一・〇七	[同上]	一・〇三
平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで	一・〇八	[同上]	一・〇四
平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで	一・〇八	[同上]	一・〇五
平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで	一・〇九	[同上]	一・〇五
平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで	一・〇九	[同上]	一・〇五
平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで	一・〇八	[同上]	一・〇五

平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで	一・〇八	[同上]	一・〇五
平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで	一・〇九	[同上]	一・〇五
平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで	一・〇九	[同上]	一・〇五
平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで	一・〇九	[同上]	一・〇五
平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで	一・〇九	[同上]	一・〇五
平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで	一・〇九	[同上]	一・〇五
平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで	一・〇九	[同上]	一・〇五
平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで	一・〇八	[同上]	一・〇五
平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで	一・〇八	[同上]	一・〇四
平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで	一・〇八	[同上]	一・〇四
平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで	一・〇八	[同上]	一・〇四
平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日まで	一・〇八	[同上]	一・〇四
令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで	一・〇八	[同上]	一・〇四
令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで	一・〇八	[同上]	一・〇四
令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで	一・〇八	[同上]	一・〇四
令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで	一・〇六	令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで	一・〇三
令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで	一・〇四		

備考 表中の「」の記載は注記である。

附則

- この告示は、令和八年四月一日から施行する。
- この告示による改正後の規定は、令和八年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。

○総務省告示第二百二十七号

地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第二条第九項及び地方公務員災害補償法施行規則（昭和四十二年自治省令第二十七号）第三条第四項の規定に基づき、平成四年自治省告示第五十七号（地方公務員災害補償法第二条第九項及び地方公務員災害補償法施行規則第三条第四項の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

総務大臣 林 芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改 正 後		改 正 前	
期間の区分	率	期間の区分	率
昭和六十年六月三十日以前	一・五八	[同上]	一・五三
昭和六十年七月一日から昭和六十一年三月三十一日まで	一・五〇	[同上]	一・四五

備考 表中の「」の記載は注記である。

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで	一・〇八
平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで	一・〇八
平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで	一・〇八
平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日まで	一・〇八
令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで	一・〇八
令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで	一・〇八
令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで	一・〇八
令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで	一・〇六
令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで	一・〇四

〔同上〕	一・〇四
〔同上〕	一・〇四
〔同上〕	一・〇四
〔同上〕	一・〇四
〔同上〕	一・〇四
〔同上〕	一・〇四
〔同上〕	一・〇四
〔同上〕	一・〇四
〔同上〕	一・〇三

附 則

1 この告示は、令和八年四月一日から施行する。

2 この告示による改正後の規定は、令和八年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日以後に支給すべき事由が生じた補償に係る平均給与額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日前に支給すべき事由が生じた補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。

○総務省告示第百二十八号

地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第二条第十一项及び第十三項の規定に基づき、平成四年自治省告示第五十八号（地方公務員災害補償法第二条第十一项及び第十三項の規定に基づき総務大臣が定める額を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

総務大臣 林 芳正

改 正 後		改 正 前	
年齢階層	最低限度額	年齢階層	最低限度額
二十歳未満	五、七九九円	〔同上〕	五、四九九円
二十歳以上二十五歳未満	六、二六〇円	〔同上〕	六、一四三円
二十五歳以上三十歳未満	六、八七四円	〔同上〕	六、七〇三円
三十歳以上三十五歳未満	七、一五七円	〔同上〕	七、〇三三円
三十五歳以上四十歳未満	七、五三四円	〔同上〕	七、三二六円
四十歳以上四十五歳未満	七、六九七円	〔同上〕	七、五七六円
四十五歳以上五十歳未満	八、〇〇七円	〔同上〕	七、七六六円
五十歳以上五十五歳未満	七、八二一円	〔同上〕	七、七一一円
五十五歳以上六十歳未満	七、五三六円	〔同上〕	七、三四八円
六十歳以上六十五歳未満	六、四五〇円	〔同上〕	六、一九二円
	最高限度額		最高限度額
	一四、五九七円		一三、九七五円
	一四、五九七円		一三、九七五円
	一六、一九一円		一五、二二七円
	一九、六一〇円		一八、〇一六円
	二二、四九九円		二〇、八六四円
	二四、〇八四円		二二、五六四円
	二六、二三八円		二三、六六六円
	二六、八六八円		二五、三五四円
	二七、九四九円		二六、一八七円
	二三、二二七円		二二、六九四円

六十五歳以上七十歳未満	四、四〇〇円	一七、七五五円
七十歳以上	四、四〇〇円	一四、五九七円
備考 表中の「」の記載は注記である。		
	四、二〇〇円	一七、四八四円
	四、二〇〇円	一三、九七五円

附 則

1 この告示は、令和八年四月一日から施行する。

2 この告示による改正後の規定は、令和八年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。

○総務省告示第百二十九号
 地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第三十六条第二項第二号並びに地方公務員災害補償法施行規則（昭和四十二年自治省令第二十七号）附則第三条の三第一項及び第二項並びに附則第五条の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日
 総務大臣 林 芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改 正 後

別表第一	年 度 の 区 分	率
	平成三年四月一日から平成四年三月三十一日まで	一・三〇
	平成四年四月一日から平成五年三月三十一日まで	一・二六
	平成五年四月一日から平成六年三月三十一日まで	一・二一
	平成六年四月一日から平成七年三月三十一日まで	一・一八
	平成七年四月一日から平成八年三月三十一日まで	一・一六
	平成八年四月一日から平成九年三月三十一日まで	一・一四
	平成九年四月一日から平成十年三月三十一日まで	一・一二
	平成十年四月一日から平成十一年三月三十一日まで	一・一〇
	平成十一年四月一日から平成十二年三月三十一日まで	一・〇八
	平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日まで	一・〇六
	平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日まで	一・〇五
	平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日まで	一・〇五
	平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで	一・〇七
	平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで	一・〇八
	平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで	一・〇八
	平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで	一・〇九

改 正 前

別表第一	年 度 の 区 分	率
	[同上]	一・二六
	[同上]	一・二一
	[同上]	一・一七
	[同上]	一・一四
	[同上]	一・一二
	[同上]	一・一〇
	[同上]	一・〇八
	[同上]	一・〇六
	[同上]	一・〇四
	[同上]	一・〇二
	[同上]	一・〇一
	[同上]	一・〇一
	[同上]	一・〇三
	[同上]	一・〇四
	[同上]	一・〇五
	[同上]	一・〇五

備考 表中の「」の記載は注記である。

平成十一年四月一日から平成十二年三月三十一日まで	一・〇六	〔同上〕	一・〇二
平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日まで	一・〇五	〔同上〕	一・〇一
平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日まで	一・〇五	〔同上〕	一・〇一
平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日まで	一・〇七	〔同上〕	一・〇三
平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで	一・〇八	〔同上〕	一・〇四
平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで	一・〇八	〔同上〕	一・〇四
平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで	一・〇九	〔同上〕	一・〇五
平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで	一・〇九	〔同上〕	一・〇五
平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで	一・〇八	〔同上〕	一・〇五
平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで	一・〇八	〔同上〕	一・〇五
平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで	一・〇九	〔同上〕	一・〇五
平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで	一・〇九	〔同上〕	一・〇五
平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで	一・〇九	〔同上〕	一・〇五
平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで	一・〇九	〔同上〕	一・〇五
平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで	一・〇九	〔同上〕	一・〇五
平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで	一・〇八	〔同上〕	一・〇四
平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで	一・〇八	〔同上〕	一・〇四
平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで	一・〇八	〔同上〕	一・〇四
平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで	一・〇八	〔同上〕	一・〇四
平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで	一・〇八	〔同上〕	一・〇四
平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日まで	一・〇八	〔同上〕	一・〇四
令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで	一・〇八	〔同上〕	一・〇四
令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで	一・〇八	〔同上〕	一・〇四
令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで	一・〇八	〔同上〕	一・〇四
令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで	一・〇六	〔同上〕	一・〇三
令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで	一・〇四	〔同上〕	一・〇三
令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで	一・〇〇	令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで	一・〇〇

附則

1 この告示は、令和八年四月一日から施行する。

2 この告示による改正後の規定は、令和八年四月一日以後に支給すべき事由が生じた遺族補償一時金及び障害補償年金差額一時金については、なお従前の例による。

○総務省告示第百三十号

地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第三十条の二第一項の規定に基づき、平成八年自治省告示第九十五号（地方公務員災害補償法第三十条の二第一項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

総務大臣 林 芳正

改正後		改正前		
<p>介護を要する状態の区分</p> <p>「二 略」</p> <p>二 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が九万七千九百九十円以下であるときに限る。）</p>	<p>介護を受けた日の区分</p> <p>「略」</p> <p>月額九万七千九百九十円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額）</p>	<p>介護を要する状態の区分</p> <p>「同上」</p>	<p>介護を受けた日の区分</p> <p>「二 同上」</p> <p>二 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が八万五千四百九十円以下であるときに限る。）</p>	<p>金額</p> <p>「同上」</p> <p>月額八万五千四百九十円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額）</p>
<p>随時介護を要する状態</p> <p>「二 略」</p> <p>二 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が四万五千四百円以下であるときに限る。）</p>	<p>「略」</p> <p>月額四万五千四百円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額）</p>	<p>「同上」</p>	<p>「二 同上」</p> <p>二 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が四万二千七百円以下であるときに限る。）</p>	<p>「同上」</p> <p>月額四万二千七百円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額）</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

附則

1 この告示は、令和八年四月一日から施行する。

2 この告示による改正後の規定は、令和八年四月一日以後の期間に係る介護補償については、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

○総務省告示第百三十一号

地方公務員災害補償法施行規則（昭和四十二年自治省令第二十七号）第三条第七項の規定に基づき、平成三十一年総務省告示第百六十五号（地方公務員災害補償法施行規則第三条第七項の規定に基づき総務大臣の定める額を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

総務大臣 林 芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改 正 後		改 正 前	
補償を支給すべき事由が生じた日の属する期間の区分	額	補償を支給すべき事由が生じた日の属する期間の区分	額
[略]	[略]	[同上]	[同上]
令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで	四千二百円	令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで	四千二百円
令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで	四千四百円		

備考 表中の「[]」の記載は注記である。

附 則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

○総務省告示第百三十二号

地方独立行政法人法施行規則（平成十六年総務省令第五十一号）第三条第三項の規定に基づき、地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解（平成十六年総務省告示第百二十一号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

総務大臣 林 芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>第1章 地方独立行政法人（公営企業型を除く。）に適用される会計基準及び注解</p> <p>[第1～第7 略]</p> <p>第2節 概念</p> <p>[第8～第11 略]</p> <p>第12 投資その他の資産</p> <p>[1 略]</p> <p>2 次に掲げる資産は、投資その他の資産に属するものとする。</p> <p>(1) 投資有価証券。ただし、関係会社〔第11 連結の範囲〕及び〔第121 関連会社等〕に対する持分法の適用〕において定める特定関連会社及び関連会社をいう。以下同じ。〕の有価証券を除く</p> <p>〔2〕・〔3〕 略]</p> <p>(4) 長期貸付金。ただし、役員、職員（公立大学法人については「教職員」とする。以下同じ。）又は関係法人〔第109 連結財務諸表の作成目的〕において定める関係法人をいう。以下同じ。〕に対する長期貸付金を除く。</p> <p>〔5〕～〔9〕 略]</p> <p>(10) 退職給付引当金見返〔第90 退職給付に係る会計処理〕により計上される退職給付引当金見返をいう。以下同じ。公立大学法人を除く。〕</p> <p>〔11〕 略]</p> <p>第13 流動資産</p> <p>次に掲げる資産は、流動資産に属するものとする。（注8）</p> <p>〔1〕～〔4〕 略]</p>	<p>第1章 地方独立行政法人（公営企業型を除く。）に適用される会計基準及び注解</p> <p>[第1～第7 同左]</p> <p>第2節 概念</p> <p>[第8～第11 同左]</p> <p>第12 投資その他の資産</p> <p>[1 同左]</p> <p>2 次に掲げる資産は、投資その他の資産に属するものとする。</p> <p>(1) 投資有価証券。ただし、関係会社〔第110 連結の範囲〕及び〔第120 関連会社等〕に対する持分法の適用〕において定める特定関連会社及び関連会社をいう。以下同じ。〕の有価証券を除く</p> <p>〔2〕・〔3〕 同左]</p> <p>(4) 長期貸付金。ただし、役員、職員（公立大学法人については「教職員」とする。以下同じ。）又は関係法人〔第108 連結財務諸表の作成目的〕において定める関係法人をいう。以下同じ。〕に対する長期貸付金を除く。</p> <p>〔5〕～〔9〕 同左]</p> <p>(10) 退職給付引当金見返〔第89 退職給付に係る会計処理〕により計上される退職給付引当金見返をいう。以下同じ。公立大学法人を除く。〕</p> <p>〔11〕 同左]</p> <p>第13 流動資産</p> <p>次に掲げる資産は、流動資産に属するものとする。（注8）</p> <p>〔1〕～〔4〕 同左]</p>